

## ～税務のチェックポイント Q&A18～

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 子会社への転籍に伴う転籍者の退職金の取り扱いについて

##### 《内容》

A社(親会社)とB社(子会社)は、2年前に完全支配関係にあるグループ企業に該当しています。今期、A社からB社にA社の社員を転籍させることになり、この転籍に伴い両者間で、今後転籍する場合の退職給与規約を定め、転籍時における転籍者の退職金相当額を転籍前の法人が転籍後の法人に支払う方式にしました。なお、転籍者本人には転籍時には、退職金は支給せず、B社退職の際にA社の在職期間を通算して支給することになります。

A社は今期において、B社に転籍した社員に係る転籍時までの退職金相当額を負担し、これを一括してB社に支払いました。この場合、転籍者はB社においてそのまま勤務することになりますので、A社における退職金相当額を支払った時に損金算入できるのでしょうか。また、転籍した社員に係る転籍時までの退職金相当額の支払を受けたB社においては、転籍者の退職時までの間、預り金等として処理することになるのでしょうか。

### 『答』

使用人に対して退職給与を打切支給した場合（未払計上した場合を除きます。）において、その支給をしたことにつき相当の理由があり、かつ、その後は既往の在職年数を加味しないこととしているときは、その支給した退職給与の額は、その支給した日の属する事業年度の損金の額に算入することとされていますので、A社においては、一括してB社に支払った退職金相当額は損金算入することができます。

また、退職金相当額の支払を受けたB社においては、お尋ねのように預り金等として処理することはできず、支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入することになります。

### (解説)

1 法人税法の取扱通達においては、「転籍者に係る退職給与について転籍前の法人における在職年数を通算して支給することとしている場合は、転籍前の法人及び転籍後の法人がその転籍者に対して支給した退職給与の額（相手方である法人を経て支給した金額を含む。）については、それぞれの法人における退職給与とする」とされています（法人税基本通達9-2-52）。

2 ご質問においては、A社とB社間で、転職に係る退職給与規約を制定し、転籍時における転籍者の退職金相当額を転籍前の法人が転籍後の法人に支払う方式を採用されていますので、いわば、退職給与を打切支給した場合と同様なことになると考えられます。

このように打切支給した場合については、法人税法の取扱通達上、「法人が、中小企業退職金共済制度又は確定拠出年金制度への移行、定年の延長等に伴い退職給与規程を制定又は改正し、使用人（定年延長の場合にあっては、旧定年に到達した使用人をいう。）に対して退職給与を打切支給した場合において、その支給をしたことにつき相当の理由があり、かつ、その後は既往の在職年数を加味しないこととしているときは、その支給した退職給与の額は、その支給した日の属する事業年度の損金の額に算入する」と取り扱われています。（法人税基本通達9-2-35）。

3 したがって、ご質問におけるB社に転籍した社員に係る転籍時までの退職金相当額をA社が負担することは、実質的に、転籍者に係る退職給与規約に基づき、転籍の前後の在職期間を通算せず、転籍までの退職金を打切計算すること等を目的として、転籍者に係る転籍時までの退職給与相当額を転籍後の法人に精算払することとしたものと認められますから、上記の退職給与の打切支給の取扱いに準じて取り扱うのが相当と考えられ、一括精算払のときの退職給与負担額として損金の額に算入して差し支えないものと考えられます。

一方、転籍前の退職給与相当額の支払を受けた転籍後のB社においては、その受入金額は確定収入と認められ、転籍前のA社に対する返還義務が生じるわけでもありませんので、支払を受けた日の属する事業年度の益金の額に算入することになります。したがって、ご質問のように預り金等として処理することはできません。

なお、この点については、旧法人税基本通達122の79《従業員が転籍した場合の転籍前の法人が転籍後の法人に支出した金額の取扱い》において、「法人が、従業員の転籍に際して当該転籍した従業員につき退職給与規定等の定めるところにより計算される退職給与に相当する金額の全部又は一部を転籍後の法人に支出した場合には、その支出した金額は転籍前の法人については当該転籍した従業員に対して退職給与を支給した場合の取扱いに準じて取り扱い、転籍後の法人については当該転籍の日を含む事業年度の益金の額に算入するものとする。」との取扱いが示されていました。この取扱いは、廃止後においても変わらないものと解されます。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。